



## 保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 36, 2023年6月～7月)



※本資料において示されている見解は、執筆者の私見であり、有限責任監査法人トーマツの公式見解ではありません。

## 保険セクターの国際的な規制の動向（2023年6月～7月）

### 内容

A: ESRB、ノンバンク金融仲介セクターのリスク・レポートを公表（6月6日）	3
B: 英 PRA、ファンド型再保険のリスクを指摘（6月15日）	3
C: 英 BoE、金融システム全体の試験的なシナリオ演習を開始（6月19日）	5
D: ESAs、ICT リスク管理にかかる監督基準案を公表（6月19日）	6
E: 英財務省、ソルベンシーII の規制案を公表（6月22日）	8
F: EIOPA、金融安定レポートを公表（6月22日）	8
G: FSB、サードパーティ・リスクの管理にかかるツールキット案を公表（6月22日）	10
H: 世銀、自然災害後の国々を支援する包括的なツールキットを発表（6月22日）	11
I: 英 PRA、損害保険会社に対してインフレに適切に対応するよう懇請（6月23日）	12
J: 加 OSFI、気候関連のリスクの報告のための仕様書案を公表（6月28日）	13
K: 星 MAS、ESG 格付およびデータ商品プロバイダのための行動規範案を公表（6月28日）	13
L: 英 PRA、ソルベンシーII の改正案を公表（6月29日）	14
M: 豪 APRA、サイバーセキュリティにかかる評価の結果を公表（7月5日）	16

## A: ESRB、ノンバンク金融仲介セクターのリスク・レポートを公表（6月6日）

- 欧州システミック・リスク審議会（ESRB）は、2022年末までのEUのノンバンク金融仲介（NBFI）セクターの動向をまとめたNBFIリスク・モニタリング・レポートを公表した。主な内容は以下のとおり。
  - 地政学的な緊張の高まり、予想を上回る水準のインフレーション、および、金融政策の引締めなどによって、2022年にはEUの金融システムの安定性に対するリスクが高まった。経済および金融セクターの状況は悪化し、それは資産価格の大幅な下落につながった。EUの投資ファンドとその他の金融機関（other financial institutions：OFIs）の総資産の額は、前年から約2.3兆ユーロ減少し、44兆ユーロとなった。
  - マクロ的な金融環境の悪化と信用リスクの高まりは、NBFIセクターにとって引き続きリスク要因となっている。資産市場における価格の非秩序的な下落のリスクは、依然として高い。また、循環的な流動性リスクは、ショックを増幅させ得るほか、取引の電子化や銀行のビジネス・モデルの移行など、流動性の供給と需要における構造的な変化は、課題をもたらすものとなっている。
  - 流動性ミスマッチは、NBFIにとって、重要な構造的脆弱性である。EUのほとんどの投資ファンドは、オープンエンド型であり、償還の頻度をいかようにも設定し得る。また、デリバティブ等を利用した過度なレバレッジも、金融システムにおける主要な脆弱性である。さらに、NBFIセクター内でのエクスポージャーは依然として高く、ショックが伝播する可能性がある。
  - 暗号資産について、裏付資産のあるステーブルコインは、銀行（預金）やMMFsと共通点を有しており、流動性や満期のミスマッチなど、類似する脆弱性にさらされている。ステーブルコインは、裏付資産の開示を行おうとしているものの、規制には服していないことが多く、ステーブルコインの市場規模が拡大すれば、短期調達市場にシステミックな混乱を生じさせる可能性も考えられる。

インプリケーション：暗号資産を含む、NBFIセクターのリスクのトレンドと規制・監督の動向は、引き続き注目に値する。

（出所）ESRB ‘ESRB publishes EU Non-bank Financial Intermediation Risk Monitor 2023’

## B: 英 PRA、ファンド型再保険のリスクを指摘（6月15日）

- 英国健全性監督機構（PRA）は、英国の生命保険セクターにおけるファンド型再保険（funded reinsurance。資産運用リスクおよび長寿リスクをすべて再保険会社に移転する担保付比例再保険。）のレビューの結果を公表した。主な内容は以下のとおり。

背景	<ul style="list-style-type: none"><li>• 近年、生命保険市場において、年金の一括購入（bulk purchase annuity：BPA）をサポートするためのファンド型再保険が多く利用されるようになっている。</li><li>• PRAのレビューの目的は、ファンド型再保険取引の形態や利用の動機、保険会社によるリスクの評価等について理解を深めること。PRAは、多くの取引が、巨額の新ビジネス初期利益（day one new business gain。再保険会社に対して支払われる再保険料が年金スキームから受け取る保険料より低い場合に計上され、保険会社の規制資本を増加させる。他方で、カウンターパーティ・リスクのエクスポージャーはSCRを大幅に増加させない。）の計上につながっていることを認識している。</li></ul>
----	--

<p><b>潜在的なリスク</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 出再解除の可能性（probability of recapture：PR）：ファンド型再保険市場は、急成長を遂げている新規参入の再保険会社、もしくは、ビジネス・モデルの集中が大幅に高まっている既存の再保険会社によって構成されている。出再解除のリスクを評価する際、ヒストリカルなデフォルト・リスクを用いることは適切でない可能性がある。</li> <li>• 相関性のあるPR：こうした新たなビジネス・モデルは、投資によるスプレッドの獲得を目的とする、クレジット・フォーカスなものとなっている。このことは、信用サイクルのショックが複数の再保険会社に同時に影響を及ぼす可能性を高める。</li> <li>• 出再解除時の損失：信用サイクルのショックが担保ポートフォリオと再保険会社の健全性を同時に棄損し得るため、こうした再保険取引には強い誤方向リスクが存在する。</li> <li>• マネジメント・アクション：出再解除に関して、いくつかのマネジメント・アクションは実効的なものでない可能性がある。出再解除は信用サイクルのストレス時に生じることが多いため、代替契約は利用可能でなく、また、ヘッジやリバランスなどは実効的でない可能性がある。</li> </ul>
<p><b>主な発見事項</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 取引のストラクチャー <ul style="list-style-type: none"> <li>- 担保ポートフォリオ：マッチング調整（MA）非適格資産、非流動資産、外貨建資産などを担保のプールに含めることで取引の経済性は改善し得るものの、リスクを軽減するという担保の有効性が大きく損なわれ得る。</li> <li>- 担保不足：初期保険料を下回る担保が設定されている事例が見受けられた。担保の水準はダイナミックに変動し得ることから、市況によっては、担保不足となるリスクがある。</li> <li>- 資産と負債のミスマッチ：担保プールの資産と出再された負債との間のデュレーションのミスマッチや厳格なマッチング要件の欠如などが認められた。</li> <li>- 契約の終了のトリガー：再保険会社のソルベンシー比率が監督上の介入水準に至った場合など、契約の終了のトリガーとして適切でない事例が見受けられた。</li> </ul> </li> <li>• リスク管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>- カウンターパーティ・エクスポージャーの評価：出再解除にかかるマネジメント・アクションについて、ストレス下において利用可能なアクションの範囲やコストを理解する必要がある。</li> <li>- エクスポージャーの制限：出再解除が内部管理目的のソルベンシー比率に抵触しない水準に出再のエクスポージャーを制限している場合、ストレス状況を勘案したものとなっていることを確保する必要がある。エクスポージャーの制限を設ける場合、再保険会社の信用格付やソルベンシー比率のみならず、そのビジネス・モデル等も勘案すべきである。</li> <li>- シナリオ分析とストレス・テスト：ファンド型再保険に特化したカウンターパーティ・リスクのシナリオ分析やストレス・テストを行っている事例は限定的であった。</li> </ul> </li> <li>• バランスシートと内部モデル <ul style="list-style-type: none"> <li>- 出再解除の確率（probability of recapture：PC）：過去のデフォルト確率（PD）を用いてPCを計算している保険会社がほとんどであった。PDは新たなビジネス・モデルに関連</li> </ul> </li> </ul>

	<p>するリスクを正しく反映していない可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 出再解除のトリガー：再保険会社の破綻以外にも出再解除につながる状況が確認された。</li> </ul>
今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 保険会社には、今般のレビューにおける主な発見事項等を踏まえ、適切に対応することが求められる。また、保険会社には、重要なファンド型再保険取引をPRAに報告することが求められる。</li> <li>• PRAは、ファンド型再保険の利用について監督を強化するほか、政策措置の必要性についても検討する。</li> </ul>

インプリケーション：本事例はファンド型再保険にかかるものであるが、その他の（類似するスキームの）再保険も同様のリスクを有している可能性があることなどから、保険会社の再保険取引に対する監督上のモニタリングがより一層強化される余地はあるものと考えられる。

（出所）PRA ‘Letter from Charlotte Gerken ‘Feedback on the PRA’s preliminary thematic review work on funded reinsurance arrangements’

### C: 英 BoE、金融システム全体の試験的なシナリオ演習を開始（6月19日）

- イングランド銀行（BoE）は、第1回目の金融システム全体の試験的なシナリオ（system-wide exploratory scenario：SWES）演習を開始した。その概要は以下のとおり。

目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>• SWES演習（exercise）の目的は、以下の二つ。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- ①ノンバンク金融機関（NBFIs）のリスク、ならびに、ストレス時におけるNBFIsおよび銀行の行動に対する理解を高めること。</li> <li>- ②それらの行動や市場のダイナミクスが市場におけるショックをどのように増幅し、また、英国の金融安定のどのようなリスクをもたらし得るかを探ること。</li> </ul> </li> </ul>
参加金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 大規模な銀行、保険会社、中央清算機関（CCPs）およびファンド（年金基金、ヘッジ・ファンド、資産運用ファンド等）。参加金融機関のリストは年内にも公表される予定。</li> </ul>
範囲等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本演習は、「個々の金融機関の行動がどのように相互作用しショックを増幅させるか」に焦点を当てる。金融機関には、「生じ得る甚大な（severe but plausible）ストレス」がグローバルな金融市場に与える影響を評価することが求められる。</li> <li>• 本演習では、まず、金融機関から関係する情報（以下を含む。）の提供を受ける。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 市場のストレス時における流動性ニーズのドライバー</li> <li>- 上記の流動性ニーズに対する金融機関の行動、および、利用可能な流動性</li> <li>- レバレッジやリスク・エクスポージャーを低減する、もしくは、ポートフォリオをリバランスするために採られる追加的な行動</li> </ul> </li> <li>• その後、本年後半に、以下のアプローチでストレス・シナリオ分析を行う。なお、本演習では、詳細な分析を行うマーケットを、国債、国債レポ、英国通貨建て社債および関連するデリバティブ市場（フォーカス市場）に限定する。その他、CCPsは、ストレス・シナリオがマージン・コールに与</li> </ul>

	<p>える影響にかかるデータの提供を求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- ①銀行、保険会社およびファンド・マネジャーは、初期のストレス・シナリオのショックの影響とその影響に対応するための施策を具体化する。</li> <li>- ②BoEは、そのシナリオが、集合的な行動によってどのような影響を受けるかを分析する。</li> <li>- ③金融機関は、アップデートされたシナリオに対してどのような行動を採るかを検討する。</li> </ul>
結果の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本エクササイズの結果は、2024年に公表される予定。同レポートは、金融システム全体にわたる発見事項やフォーカス市場へのインプリケーション、英国の金融安定に対するリスクの評価の分析などに言及する予定。</li> </ul>

インプリケーション：SWES演習は、中央清算機関やファンドを含む、金融システム全体を対象としたシナリオ演習であり、まずは、その結果の公表が待たれるところ。また、その中において示されるであろう今後のマクロプルデンシャル監督等の方向性も注目に値しよう。

(出所) BoE ‘Bank of England launches first system-wide exploratory scenario exercise’

#### D: ESAs、ICT リスク管理にかかる監督基準案を公表（6月19日）

- 欧州監督機構（ESAs。欧州銀行監督機構（EBA）、欧州保険・年金監督局（EIOPA）、欧州証券市場監督局（ESMA）から成る。）は、9月11日を期限として、デジタル・オペレーショナル・レジリエンス法（DORA）にかかる規制上の技術的基準（RTS）および実施上の技術的基準（ITS）の案をそれぞれ市中協議に付した。
- ESAsは、以下のRTSおよびITS等の作成を求められており、今般市中協議に付されたのは、欧州委員会（EC）への提出期限が2024年1月であるRTSおよびITS。（※DORAの概要は、デロイト トーマツ「金融機関のオペレーショナル・レジリエンス：欧州デジタル・オペレーショナル・レジリエンス法（DORA）からの示唆」<sup>1</sup>を参照されたい。）

	ECへの提出期限：2024年1月	同：2024年6月
ICTリスク管理の枠組み (DORA第2章)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ICTセキュリティ・ポリシー、手順、プロトコルおよびツールの詳細にかかるRTS（DORA第15条）（※下表で「15条RTS」と表記。）</li> <li>• 簡易なICTリスク管理の枠組みにかかるRTS（第16条第3項）</li> </ul>	-
ICT関連のインシデント管理、分類および報告 (第3章)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 主なICT関連のインシデントや重大なサイバーの脅威の分類基準にかかるRTS（第18条第3項）（※同「18条RTS」と表記。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 主なICT関連のインシデントの報告の内容、各報告のタイミング、重大なサイバーの脅威の通知の内容にかかるRTS（第20条a）</li> <li>• 主なICT関連のインシデントの報告と重大なサイバーの脅威の通知のための標準様式、テンプレートおよび手順にかかるITS（第20条b）</li> </ul>

<sup>1</sup> <https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/financial-services/articles/ins/operational-resilience-for-financial-industry.html>

デジタル・オペレーショナル・レジリエンス・テスト（第4章）	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>脅威ベースのパネトレーション・テストにかかるRTS（第26条第1項）</li> </ul>
サードパーティ・リスク管理（第5章）	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報一覧のテンプレートにかかるITS（第28条第9項）</li> <li>サードパーティから提供を受ける重要な機能をサポートするICTサービスの利用に関する方針の詳細にかかるRTS（第28条第10項）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要な機能をサポートするICTサービスの再委託にかかる評価項目に関するRTS（第30条第5項）</li> </ul>

- 今般市中協議に付されたRTSおよびITSの案のうち、15条RTSおよび18条RTSの概要はそれぞれ以下のとおり。

15条RTS	<ul style="list-style-type: none"> <li>15条RTSは、①ガバナンス、②ICTリスク管理、③ICT資産管理、④暗号化および暗号技術、⑤ICTオペレーション・セキュリティ、⑥ネットワーク・セキュリティ、⑦ICTプロジェクトおよび変更管理、⑧物理的および環境セキュリティ、⑨ICTおよび情報セキュリティにかかる意識の向上とトレーニング、の9つのセクションから成る。</li> <li>例えば、暗号化および暗号技術については、金融機関には、セキュリティ・ポリシーの一環として、一定の要件を満たす暗号化および暗号技術の統制にかかる方針を策定すること等が求められる。</li> </ul>
18条RTS	<ul style="list-style-type: none"> <li>DORAにおける「主なICT関連のインシデント」は、「2つの主要な閾値、もしくは、少なくとも1つの主要な閾値を含む3つ以上の閾値を満たすインシデント」と規定される。</li> <li>主要な閾値は、①影響を受ける顧客や金融機関、取引の数、②データの損失、③影響を受ける重要なサービス、の3つ。</li> <li>二次的な閾値は、①風評リスクの程度、②インシデントの継続期間（24時間以上）とサービスのダウンタイム（重要な機能をサポートするICTサービスについては2時間以上）、③影響を受ける地理的な範囲、④経済的な影響（10万ユーロ以上）、の4つ。</li> <li>サイバーの脅威については、金融機関、他の金融機関、サードパーティ・プロバイダ、顧客もしくは金融取引の相手方の重要な機能に影響を生じさせ得るサイバーの脅威、金融機関もしくは他の金融機関において重大化する可能性が高いサイバーの脅威などの条件を満たすものが「重大なサイバーの脅威」と規定される。</li> </ul>

インプリケーション：RTSやITSでは、金融機関がそのオペレーショナル・レジリエンスを確保する上で必要な対応や監督上の要求事項がより明確化されることとなる。オペレーショナル・レジリエンスの確保に向けて準備を開始している日本の金融機関にとっては、その取組みを進める上で、欧州の規制の動向は参考になり得るものと考えられる。

（出所） EIOPA ‘ESAs consult on the first batch of DORA policy products’

## E: 英財務省、ソルベンシーIIの規制案を公表（6月22日）

- 英国財務省（HMT）は、英国の保険セクターの健全性規制（ソルベンシーII）の改革の一環として、リスク・マージンやマッチング調整にかかる規制案を公表した。主な内容は以下のとおり。なお、今般公表された規制案に含まれていないソルベンシーIIの規制は、英国健全性監督機構（PRA）の規則で定められることとなる。
- 今後、英国政府は、リスク・マージンにかかる規制は2023年末までに、マッチング調整にかかる規制は2024年6月末までに、残りの分野の規制は2024年末までに施行することを予定している。

<p><b>リスク・マージン</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• リスク・マージン（RM）は、以下により計算する。資本コスト（CoC）は4%。リスク漸減ファクター（risk tapering factor、<math>\lambda</math>）は、長期の生命保険および再保険については0.9、損害保険および再保険については1.0。ラムダのフロアは0.25。</li> </ul> $RM = CoC * \sum_{t \geq 0} SCR_t * \max(\lambda^t, \lambda_{floor})$ <ul style="list-style-type: none"> <li>• なお、欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、欧州委員会（EC）に対して、資本コスト6%、<math>\lambda</math> 0.975、フロア0.5と提案している<sup>2</sup>。他方で、ECは、RMの検討においてフロアは勘案しないと述べている<sup>3</sup>。</li> </ul>
<p><b>マッチング調整</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• PRAは、一定の要件を満たす場合に保険会社がマッチング調整（MA）を適応できるよう、その規則を撤回もしくは修正する権限を有していなければならない。</li> <li>• 保険会社が保険負債（最良推計）をカバーするために割り当てる資産の信用の質は、信用格付もしくは保険会社の内部格付評価を通じて評価できるものでなければならない。</li> <li>• MAの対象となる資産と負債のポートフォリオの期待キャッシュフロー間の mismatchは、その対象となる保険事業の本来のリスクについて重大なリスクを生じさせるものであってはならない。</li> <li>• 基本スプレッド（fundamental spread）について、英国国債は長期平均スプレッドの30%、それ以外の資産は同35%。</li> </ul>

インプリケーション：本規制案のポイントの一つは、英国の金融サービス・セクターの成長と国際的な競争力の向上などを促進するため、リスク・マージンとマッチング調整の大枠については政府が定めることを明確にした点であると思料される。

（出所）HMT ‘Draft Insurance and Reinsurance Undertakings (Prudential Requirements) Regulations’

## F: EIOPA、金融安定レポートを公表（6月22日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、金融安定レポート（2023年6月版）を公表した。主な内容は以下のとおり。

<p><b>気候リスクとサステナブル・ファイナンス</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• プロテクション・ギャップへの対応は、保険セクターにとって大きな課題の一つである。気候変動による物理的リスクは、すべての財物保険ビジネスに影響を及ぼすことから、保険料は高くなり、保険の引受け条件は厳しくなると考えられている。したがって、適応や軽減のための施策が重要な役割を果たすこととなる。</li> </ul>
-----------------------------------	--

<sup>2</sup> EIOPA (2020) ‘Opinion on the 2020 Review of Solvency II’.

<sup>3</sup> European Commission (2021) ‘Communication from the Commission to the European Parliament and the Council on the review of the EU prudential framework for insurers and reinsurers in the context of the EU’s post pandemic recovery’.

	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険会社は、機関投資家として、欧州経済をサステナブルなものにし、また、低炭素経済への移行を支援する上で、重要な役割を果たし得る。</li> <li>気候リスクに加え、より広範な、自然関連のリスクの管理も重要な課題となってきた。EIOPAは、今後、リスクの評価のために必要なデータの収集やツールの開発を進めて行く考えである。</li> </ul>
サイバー・リスクと保険セクター	<ul style="list-style-type: none"> <li>サイバーの脅威が高まっている。保険会社は、強固なサイバーセキュリティ対策を講じるとともに、事業継続計画を策定しなければならない。</li> <li>サイバー・リスクの引受について、保険会社は、そのリスクを正しく評価し、プライシングする専門性やリソースを有していない可能性がある。その結果、サイバー攻撃の付保可能性にかかる懸念が保険業界に存在する。</li> </ul>
欧州の保険セクターの動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>欧州の保険セクターの健全性は、引き続き健全である。生命保険会社のSCR比率は232%（リスクフリー・レートの上昇などにより、前年同期比+5%）、損害保険会社の同比率は216%（前年同期比+5%）。</li> <li>損害保険の保険料は、上昇傾向にある。損害保険会社のGWPは前年比+11%であった一方、生命保険会社のGWPは同▲6%と減少した。他方で、損害保険会社の支払い保険金は、特に長期の損害保険について増加しており、今後、インフレの影響を受けて、さらに増加するものと考えられる。</li> <li>生命保険市場におけるユニットリンク商品のシェアは、GWPベースで全体の36%を占めており、依然として高い水準にある。前年のユニットリンク市場の成長の主な要因は、低金利環境を受けた保険会社の商品戦略の転換であった。インフレと金利上昇という現在の状況は、ユニットリンク市場の今後の動向に影響を与え得る。</li> <li>地政学的なリスクは欧州の保険セクターにおいて顕在化していないものの、高い不確実性は存在する。</li> <li>保険会社の収益性は、2022年には悪化したものの、中長期的には、金利の上昇が資産運用収益の増加につながる可能性はある。</li> </ul>
欧州の再保険セクターの動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>グローバル・ベースでは、2022年の再保険会社の資本の水準は、金利の上昇や信用スプレッドの拡大を理由とする投資ポートフォリオの未実現利益の増大により、前年から17.4%減少した。</li> <li>財物保険の再保険料は大きく上昇している。また、再々保険料も大幅に上昇しており、これにより、再々保険の利用は、多くの場合、ピーク・リスクに限定される傾向にある。</li> </ul>

インプリケーション：本レポートは、欧州の保険セクターが直面している（潜在的な）リスクについて網羅的にまとめている。中でも、①インフレーションは引き続き（損害）保険会社に影響を及ぼすと見られている点、②インフレーションや金利上昇が生命保険市場におけるユニットリンク商品の今後の動向に影響し得ると述べている点、③保険会社のサイバー保険の付保能力について疑問が呈されている点、は特に注目に値しよう。

（出所）EIOPA ‘European insurers and pension funds hold up well despite elevated financial stability risks’

## G: FSB、サードパーティ・リスクの管理にかかるツールキット案を公表（6月22日）

- 金融安定理事会（FSB）は、8月22日を期限として、サードパーティ・リスクの管理と監督の高度化のためのツールキット案を示した文書を市中協議に付した。主な内容は以下のとおり。

<b>主な用語の定義</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サードパーティ・サービス関係：サービス・プロバイダが金融機関に1以上のサービス（の一部）を提供するための公式な取決め。</li> <li>サービス・プロバイダ：直接、もしくは、間接的に、1以上の金融機関にサービスを提供する者。</li> <li>サードパーティ・サービス・プロバイダ：サードパーティ・サービス関係に基づきサービスを提供するサービス・プロバイダ。</li> <li>重要なサービス：その中断（failure or disruption）が金融機関の生存可能性、重要なオペレーション、もしくは、主要な法規制上の要件を満たす能力を大きく損ない得るサービス。</li> <li>重要なサービス・プロバイダ：金融機関に重要なサービスを提供するサービス・プロバイダ。</li> <li>システミックなサードパーティへの依存：関係する金融当局によって、その中断が金融安定に潜在的な影響を生じさせると認識されているサービス・プロバイダから提供を受ける1以上のサービスへの依存。</li> </ul>
<b>金融機関におけるリスク管理のアプローチと手法（例）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要なサービスの特定と重要性の評価：金融機関にとってのサービスの重要性、影響の許容度、サービス・プロバイダと共有されるデータや情報、サービスの代替可能性等を勘案する。</li> <li>サービス・プロバイダのモニタリング：契約時には、適切なデュー・ディリジェンスを実施するとともに、法的拘束力のある契約（パフォーマンス指標や再委託の要件、金融機関によるアクセスの権利等を含む。）を締結する。契約締結後は、継続的なモニタリングを実施する。</li> <li>インシデント報告：契約においてインシデント報告の義務を明確にする。</li> <li>サードパーティ・サービス関係の登録：サードパーティ・サービス関係のリストを常にアップデートする、同リストを金融当局に定期的に提供する、また、（相互）依存関係を整理しておく。</li> <li>サービス・プロバイダのサプライ・チェーンからのリスクの管理：重要なサービスへのリスクを特定し、そのリスクをモニターし、管理し、低減するために必要な措置を講じる。</li> <li>事業継続：自身が事業継続計画を策定するのみならず、サービス・プロバイダにもその策定を求める。また、金融機関とサービス・プロバイダが協働で事業継続テストを実施する。</li> <li>退出戦略：重要なサービスにかかるサードパーティ・サービス関係について、広範なシナリオを想定した退出計画を用意し、テストする。</li> <li>集中リスクの管理：サードパーティ・サービス・プロバイダから提供を受けるサービスの集中の程度を（グループ・ベースで）特定し、評価し、また、それを低減するために必要な施策を講じる。</li> </ul>
<b>考え得る監督上のツール（例）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インシデント報告：金融機関がアクセス可能なダッシュボードへのアクセス権を金融当局にも付与することをサービス・プロバイダに懇請する。</li> <li>システミックなサードパーティへの依存の管理：金融当局、金融機関およびサービス・プロバイダ間の自主的な協力、金融機関に対する監督上の期待の表明、サービス・プロバイダに対する</li> </ul>

	<p>直接的な規制、などのアプローチが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>クロスボーダーでの監督上の協力と情報共有：システミックなサードパーティへの依存にかかる規制・監督の枠組みの一層のコンバージェンス、クロスボーダーでの情報共有、クロスボーダーでのレジリエンス・テストの実施などが考えられる。</li> </ul>
--	--

インプリケーション：本市中協議文書は、サードパーティ・リスクの管理において金融機関に求められる対応と監督上のツールを例示したものである。それらの内容は、欧州のデジタル・オペレーショナル・レジリエンス法（DORA）において求められるものと類似していると見受けられる。

（出所）FSB ‘Enhancing Third-Party Risk Management and Oversight: A toolkit for financial institutions and financial authorities - Consultative document’

## H: 世銀、自然災害後の国々を支援する包括的なツールキットを発表（6月22日）

- 世界銀行グループ（WB）は、新グローバル金融協定サミット（Summit for a New Global Financial Pact）において、巨大災害を受けた国を支援するための施策として、危機対応の包括的なツールキットを発表した。その概要は以下のとおり。なお、これらの施策により、危機対応資金として数十億ドルが利用可能となることが見込まれている。

債務返済の一時停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>WBは、巨大災害発生時に債務返済を一時停止するオプションを提供する気候変動レジリエンス債務条項（Climate Resilient Debt Clauses）を導入する。これにより、被災国が緊急災害対策に集中できるようにする。もっとも脆弱な国から導入を開始し、徐々に範囲を拡大していく。</li> </ul>
資金の再配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>WBは、新たな迅速対応オプションをすべての国について導入し、危機時に、貸付ポートフォリオの一部を即座に緊急対策資金に振替可能にする。これにより、例えば、長期のインフラプロジェクトにおける未配賦資金を緊急災害対応に再配分することが可能となる。</li> </ul>
災害対策と資金提供との関連付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>より多くの国が危機時に緊急システムを構築し、迅速な資金供給を行うことができるようにするため、WBは、災害予防と事前対策に対する投資を、災害および危機対応支援のための資金提供と結びつける取り組みを進める。また、各国が災害予防と事後対応のための資金戦略を策定するための専門的な支援と分析サポートをさらに強化する。</li> </ul>
民間セクターとの協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>WBは、巨大災害の事前・事後対策において民間セクターをより効果的にサポートするため、そのツールを発展させる。多国間投資保証機関（Multilateral Investment Guarantee Agency）は、官民連携の枠組みである保険開発フォーラム（Insurance Development Forum）を通じて、革新的なパラメトリック保険商品を設計するために民間の保険業界とパートナーシップを結んでいる。また、国際金融公社（International Finance Corporation）は、気候変動による自然災害の影響に対処するに際して金融機関を支援するため、民間セクター主導の危機対応ソリューションを開発してきている。</li> </ul>
強化型災害保険の開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>WBは、CATボンドなどの災害保険ソリューションをさらに発展させ、また、すべての国に対して、災害保険を貸付の中に組み込むという選択肢を提供する。すべての国がその保険料を負担することは必ずしも可能ではないため、こうした保険商品が低所得国に負担可能な価格で提供できるよう、資金提供者と協力する。これにより、債務を増やすことなく被災国に資源を提供でき</li> </ul>

	る強化型災害保険が開発される。
--	-----------------

インプリケーション：今回の発表で保険の観点から注目されるのは、世銀が財政的に弱い国の自然災害対策として、CATボンドに言及していることである。世銀がリードする巨大災害ファシリティとしてCCRIF（Caribbean Catastrophe Risk Insurance Facility）があり、2007年の創設以来2.6億ドルの支払いを行い、カリブ海周辺諸国のハリケーンによる風水害リスクに対しパラメトリック保険を導入し成功させている。近年は国際復興開発銀行（IBRD）がチリ、ジャマイカ、メキシコ、コロンビア、フィリピンなどの政府を支援し0.45～5億ドルという額のCATボンドを発行している。発展途上国における自然災害リスクに対して十分な補償が用意されていない状況を改善するための保険ソリューションの開発には巨額の資金を必要とするが、今回発表された世銀のツールキットは、公的な資金をバックに官民連携して課題に対処する糸口となるものと期待される。

（出所）WB ‘World Bank Group Announces Comprehensive Toolkit to Support Countries After Natural Disasters’

### I: 英 PRA、損害保険会社に対してインフレに適切に対応するよう懇請（6月23日）

- 英国健全性監督機構（PRA）は、インフレーションが損害保険会社の支払い保険金に与える影響についてレビューを行い、その結果を損害保険会社のチーフ・アクチュアリーに通知した。主な内容は以下のとおり。

<b>インフレ調整の 十分性</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 保険会社が保険金のインフレーションに関連した責任準備金の積増しを行っていることは認識しているものの、その平均的な水準は十分でない可能性がある。個人向け保険を提供する損害保険会社のインフレーション調整分（inflation allowance。割引前の最良推計負債に対する割合。）は5.9%（再保険考慮後）、全社ベースで0.6%～9%となっている。</li> <li>• いくつかのビジネス・ラインでは、保険金のインフレーションが経済的なそれに遅れて表面化する可能性がある。損害保険会社は、そうした「遅れ」が自身のビジネスに与える影響を注意深く検討する必要がある。</li> </ul>
<b>財務の健全性 への潜在的な 影響</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 損害保険会社は、ここ1年、ダウンサイドの不確実性が低減してきたこと、また、保険料が上昇していることなどから、責任準備金を取り崩すことができている。他方で、長期のトレンドについて不確実性が引き続き存在するにもかかわらず取崩しを行っている可能性や、もしくは、インフレーションの前提が適当なものでなく、マーケットのハード化によるベネフィットを過大評価している可能性がある。</li> <li>• 将来の保険金のインフレーションの前提を過小評価することは、より低い責任準備金の水準（より高い水準の自己資本）、より低い準備金リスク・チャージ、不適切なプライシングや事業計画など、（特に標準フォーミュラを用いている）損害保険会社の財務の健全性に大きな影響を与え得る。</li> <li>• 内部モデルを用いている損害保険会社についても、社内の関連部署の目線を合わせながら、SCRが適切に計算されることを確保することが重要である。</li> </ul>
<b>財務のレジリエ ンスとガバナン ス</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• より一層の経済的なインフレーションは、現在想定されている以上に保険金の支払い額に影響し得るため、責任準備金の積増しが必要となる可能性も考えられる。社内の関係部署（機能）間における連携を強化することで、準備金の適切な見積りを確保すべきである。</li> </ul>

インプリケーション：将来のキャッシュフローの見積りにおいてインフレーションの影響を適切に勘案するよう求めていることのほか、財務のレジリエンスとガバナンスの文脈において、「社内の関係部署（機能）間の連携の強化」に言及していることは注

目に値する。

(出所) PRA ‘Follow up to the letter: Insights from PRA thematic review of general insurance reserving and capital modelling’

## J: 加 OSFI、気候関連のリスクの報告のための仕様書案を公表 (6月28日)

- カナダ金融機関監督庁 (OSFI) は、9月30日を期限として、カナダ銀行およびカナダ預金保険公社と共同で、気候関連のリスクの報告のための仕様書およびテンプレートの案をそれぞれ市中協議に付した。保険会社向けの仕様書等の概要は以下のとおり。

目的	<ul style="list-style-type: none"><li>• 目的は、OSFIが、保険会社の物理的リスクおよび移行リスクのエクスポージャーを定量化できるデータ (具体的には、例えば、引き受けた保険の物理的リスクのエクスポージャー、および、温室効果ガス (GHG) の排出量の絶対量等。) を入手すること。</li></ul>
対象、報告頻度および実施時期	<ul style="list-style-type: none"><li>• すべての保険会社は、2024年10月1日以降に終了する財務年度から、年次で、データの提出を求められる。</li></ul>
提出が求められるデータ項目	<ul style="list-style-type: none"><li>• 物理的リスク (山火事、水災害、突風 (convective wind)、その他の気候関連の4つのペリルごと)<ul style="list-style-type: none"><li>- 支払い保険金および保険料収入 (国内・海外別、保険種目別)</li><li>- 予想最大損失 (probable maximum loss : PML) (地域ごと)</li></ul></li><li>• 移行リスク<ul style="list-style-type: none"><li>- エンティティレベルのGHG排出量 (14の資産クラス、地域、スコープごと)</li><li>- 投融資先のGHG排出量 (financed GHG emissions) (14の資産クラス、42の業界、地域、信用格付ごと)</li><li>- 保険関連のGHG排出量 (42の業界、地域、5つの保険クラス (個人向け自動車保険、企業向け財物保険、その他の企業向け保険、個人向け財物保険、その他の個人向け保険) ごと)</li></ul></li></ul>

インプリケーション：カナダは、気候関連のリスク管理にかかる規制・監督が最も進展している国の一つであると思料される。OSFIに提出することを求められるデータ項目の中には、収集や分析が容易ではないと思われるものもあり、カナダの金融機関は、気候関連のリスク管理のより一層の高度化を求められていると考えることができる。同国の規制やプラクティスは、日本の金融機関にとっても参考になるものと推察される。

(出所) OSFI ‘OSFI issues draft Climate Risk Returns for consultation’

## K: 星 MAS、ESG 格付およびデータ商品プロバイダのための行動規範案を公表 (6月28日)

- シンガポール金融管理局 (MAS) は、8月22日を期限として、ESG格付およびデータ商品プロバイダのための行動規範 (code of conduct) 案を市中協議に付した。MASは、「同行動規範案は、証券監督者国際機構 (IOSCO) が2022年11月に策定したサステナブル・ファイナンスの実務にかかる好事例 (Good Sustainable Finance Practices Call for

Action) と整合するものである」と述べている。なお、IOSCOは、2021年11月には「ESG格付およびデータ商品プロバイダのための監督基準<sup>4</sup>」を公表している。

■ 同行動規範（案）において示された7つの原則は以下のとおり。

- 原則1：ESG格付およびデータ商品プロバイダ（ESGSP）は、透明で、定義されたメソドロジーを用い、可能な場合には公に開示されたデータ・ソースを、また、必要な場合にはその他の情報ソースをベースとして、高品質なESG格付とデータ商品の提供を確保するための文書化された方針と手順を採択し、実践すべきである。
- 原則2：ESGSPは、その意思決定が独立しており、政治的もしくは経済的な干渉を受けないことを確保し、また、組織構造、事業もしくは財務活動、財務上の関心および人材等から生じ得る潜在的な利益相反に適切に対応するための文書化された方針と手順を採択し、実践すべきである。
- 原則3：ESGSPは、そのオペレーションの独立性や客観性を損ない得る潜在的な利益相反を特定し、回避もしくは適切に管理し、軽減し、また、開示すべきである。
- 原則4：ESGSPは、その提供する格付や商品について、所有権や機密性とのバランスをとりつつ、適切な水準の一般開示や透明性を優先事項にすべきである。
- 原則5：ESGSPは、特定の状況において適切である場合、第三者から受領した、もしくは、第三者に提供した、格付や商品に関連するすべての未公開情報を取扱い、また、保護するための文書化された方針や手順を採択し、実践すべきである。
- 原則6：ESGSPは、関連する場合、サービスの提供先との情報収集プロセスが効率的に行われることを確保すべきである。
- 原則7：実行可能で、かつ、適切である場合、ESGSPは、商品の客観性は維持しつつ、サービスの提供先が提起する事項に適切に対応すべきである。

**インプリケーション：金融庁も2022年12月に「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」を公表し、ESG評価・データ提供機関に対して、行動規範を受け入れることを呼び掛けている。ESG評価・データ提供機関が果たす役割の重要性が増している中、より強固な規制・監督枠組みの構築も視野に入れた検討も必要であろう。**

（出所）MAS ‘Consultation Paper on Proposed Code of Conduct for Environmental, Social and Governance (“ESG”) Rating and Data Product Providers’

## L: 英 PRA、ソルベンシーII の改正案を公表（6月29日）

- 英国健全性監督機構（PRA）は、9月1日を期限として、「ソルベンシーIIのレビュー：英国の保険市場への適応」と題するソルベンシーII規制の改正案を市中協議に付した。同改正案は、①簡素化、②柔軟性の確保、③市場への参入の誘導、を主な目的としている。なお、本年9月には、マッチング調整（MA）等にかかる市中協議が別途行われる予定。
- 改正案の概要は以下のとおり。

<sup>4</sup>「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 17, 2021年11月～12月）」記事Jを参照。

[https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202112\\_ins\\_regulation.pdf](https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202112_ins_regulation.pdf)

	提案された施策の概要
簡素化	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 移行措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 責任準備金にかかる移行措置（TMTP）の新たな手法：TMTPは、ソルベンシーIIに基づいて計算される、リスク・マージン（RM）と最良推定負債（BEL）の合計額から償却調整分を控除した額となる（ソルベンシーIIに基づく計算を行う必要が無くなる。）。</li> <li>- 財務リソース要件（FRR）テスト（※ソルベンシーIIに基づくFRRがソルベンシーIに基づくFRRを下回らないことを確認すること。）の実施は不要となる。</li> </ul> </li> <li>• 報告と開示 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 定性的な規制・監督上の報告を廃止する等、報告と開示の要件を簡素化する。</li> </ul> </li> </ul>
柔軟性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 内部モデルと追加の資本賦課（capital add-ons） <ul style="list-style-type: none"> <li>- 内部モデルの使用を、承認（approval）から許可（permission）とする。また、現行のソルベンシーIIの内部モデルにかかる規定について、新たな枠組みではより原則ベースのものとする。</li> <li>- PRAは、内部モデルの許可における柔軟性を確保するため、①残存するモデルの限界に対する追加の資本賦課、および、②内部モデルの利用にかかる定性的な要件セーフガード、の2つのセーフガードを導入する。また、保険会社が内部モデルの脆弱さに対応するために用いる「モデルの限界に対する調整（MLAs）」を公式なものとする。</li> </ul> </li> <li>• グループSCRの計算 <ul style="list-style-type: none"> <li>- グループSCRの計算を計算する際、2つ以上の計算アプローチ（例えば、内部モデルと内部モデル、内部モデルと標準フォーミュラなど。）の結果を加算することを一時的に許容する。</li> <li>- 手法2（method 2。控除・加算法）の下で、同等のグループ監督に服している国に所在する国外のグループ内会社のSCRをグループの連結SCRに含めることを許容する。</li> </ul> </li> <li>• 閾値 <ul style="list-style-type: none"> <li>- ソルベンシーIIが適用される会社の閾値について、総保険料収入の額を5百万ユーロから1,500万ポンドに、責任準備金の額を2,500万ユーロから5,000万ポンドにそれぞれ変更する。</li> </ul> </li> </ul>
市場への参入の懸念	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 第三国の支店 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 第三国の在英支店に対して、支店のSCRおよびMCRを計算すること、ならびに、支店のSCRをカバーする資産を英国内で保有すること、をそれぞれ求めないこととする。</li> </ul> </li> <li>• 新規参入会社の取扱い（Mobilisation） <ul style="list-style-type: none"> <li>- 新規に参入する保険会社は、業務の開始から12か月までの間、営むことが事業について一定の制限（正味引受が5万ポンド未満、保険期間が2年など）を受け一方で、より低いMCRの水準（100万ポンド）など、リスクに比例した規制上の取扱いを受けることができる（選択制）。</li> </ul> </li> </ul>

インプリケーション：報告や開示等にかかる規制の簡素化は望ましい方向性であると考えられる。他方で、内部モデルの柔軟性を確保する手段としての追加資本の賦課については、その実行可能性をいかに確保していくかが大きな課題であると考えられる。その他、第三国の支店に対する規制の緩和は、危機時やストレス時における過去の事例を勘案すると、今回の改正案は大きなリスクを伴うものであると考えられる。なお、グループSCRの計算では、ソルベンシーIIと同様に、同等性が認められる第三国に所在するグループ内会社のSCRは、当該第三国の基準に基づいて計算したSCRを控除・合算する手法が認められている。この点は、日本の新ソルベンシー規制における連結ソルベンシーの計算方法の議論にも影響し得るものと考えられる。

(出所) PRA 'The PRA consults on major elements of the new Solvency UK framework, with measures to simplify the framework, improve flexibility, and support growth and competitiveness'

## M: 豪 APRA、サイバーセキュリティにかかる評価の結果を公表 (7月5日)

- オーストラリア健全性規制庁 (APRA) は、被規制金融機関の約25%を対象として、2019年7月に発効した情報セキュリティに関する健全性基準 (CPS 234) の遵守状況の評価を行い、6つのギャップを特定するとともに、金融機関が採り得る施策について見解を示した。主な内容は以下のとおり。

	ギャップ	金融機関に期待される主な対応
1. 情報資産の特定と分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報資産を分類するための方針やメソッドロジックが十分に整備されておらず、重要 (critical and/or sensitive) な資産の基準が明確に定義されていない。</li> <li>資産のレジスターにおける情報が定期的にレビューされていない。</li> <li>第三者によって管理される情報資産が、十分に特定、分類されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資産の分類方針や基準を定義する際、セキュリティ違反が情報資産に与える潜在的な影響を勘案する。</li> <li>情報資産の登録と相互関係のマッピングを容易に行うため、構成管理データベース (CMDB) などの情報資産のインベントリ・リポジトリを活用する。</li> </ul>
2. サードパーティの情報セキュリティ・コントロール	<ul style="list-style-type: none"> <li>サードパーティの情報セキュリティ・コントロールの評価計画の範囲が限定的である、もしくは、計画自体が存在しない。</li> <li>サードパーティが行ったコントロールの設計やオペレーションの実効性の評価を検証していない。</li> <li>テストの結論を裏付けるコントロール・テストの証拠が保存されていない。</li> <li>テストの性質や頻度が、サードパーティが管理する情報資産の重要性と整合的でない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サードパーティによって管理されている情報資産がどれかを理解した上で、テストの強度を検討する。</li> <li>サードパーティが設けているコントロールを理解する。</li> <li>インタビュー、サーベイ、コントロール・テスト、認定、契約のレビュー、認証、リファール、独立した保証などを組み合わせることで、サードパーティのコントロールの実効性を検証する。</li> <li>特定されたケイパビリティのギャップに速やかに対応することを確保する。</li> </ul>
3. コントロール・テスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報コントロールの保証プログラムや計画が無い、もしくは、ユーザー・アクセスのレ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>CPG 234 (ガイダンス) に記載のある多様なテストのアプローチを採用する。</li> </ul>

<p>プログラム</p>	<p>ビュー、物理的なセキュリティ・コントロールのテスト、データの喪失の防止にかかるコントロールなど、主要なコントロールを十分にカバーしていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• テストが独立した者によって機能的に行われていない。</li> <li>• テストの手順や成功の閾値に一貫性がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 成功の閾値（再テストが必要な要件を含む。）を明確に定義する。</li> <li>• 検証対象であるコントロールのオペレーションに責任を有していない、独立した専門家がテストを実施する。</li> </ul>
<p>4. インシデント対応計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• インシデント対応計画が無い、もしくは、定期的にレビューが行われていない。</li> <li>• インシデント管理の方針やプロセスが、サードパーティの役割と責任を明確に定義していない。</li> <li>• インシデント対応のプレイブックにおいて想定されている中断のシナリオが限定的である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• インシデント対応計画を少なくとも年次でテストする。</li> <li>• 対応計画には、マルウェア感染、データ漏洩、社員や顧客の信用の棄損、サービス拒否（DoS）攻撃等の広範なシナリオを盛り込むとともに、迅速な意思決定が可能となるよう、インシデント対応における役割と責任について出来る限り詳細に記載する。</li> </ul>
<p>5. 内部監査によるレビュー</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• サードパーティが実施する情報セキュリティ・コントロールの内部監査によるレビューが限定的である。</li> <li>• コントロール・テストを行う内部監査人が必要なスキルを有していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 情報セキュリティの侵害の影響が大きく、また、他のコントロール・テストに依拠する能力が低い分野を特に対象として監査を実施する。</li> <li>• 依拠する程度を判断するため、サードパーティ等が行ったテストの範囲や品質をレビューする。</li> </ul>
<p>6. 重大なインシデントとコントロールの脆弱性の通知</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 規制上求められている通知の要件が、金融機関の方針に含まれていない。</li> <li>• 重要なサードパーティとの契約において、重大なインシデントや統制上の脆弱性をAPRAに報告するという要件が含まれていない。</li> <li>• 重大かつ報告義務のあるインシデントやコントロールの脆弱性が明確に定義されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 情報セキュリティにかかる重大なインシデントやコントロールの脆弱性を特定し、APRAに報告する。</li> <li>• インシデントやコントロールの脆弱性を関係するガバナンス機関やAPRAにタイムリーに報告する明確なガバナンスのプロセスを構築する。</li> </ul>

インプリケーション：APRAによるCPS 234の実施状況の評価は、金融機関のサイバーセキュリティの向上に向けた取組みを促し得るという点で、有意義なものであると考えられる。

（出所）APRA ‘Cyber security stocktake exposes gaps’

## 執筆者

**小林 晋也 / Shinya Kobayashi**

マネージングディレクター

ファイナンシャルサービスズ

リスクアドバイザー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

**海老崎 美由紀 / Miyuki Ebisaki (記事H)**

マネジャー

ファイナンシャルサービスズ

リスクアドバイザー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

# Deloitte.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 1 万 7 千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジアパシフィックにおける 100 を超える都市（オーランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの約 415,000 名の人材の活動の詳細については、（[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト・ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生し得るいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



**IS 669126 / ISO 27001**



**BCMS 764479 / ISO 22301**